

65歳以上の方の令和3～5年度の介護保険料が決まりました

☎介護保険課☎内線2688

介護保険制度は3年ごとに事業計画を見直し、保険料もそれに伴って変更します。第8期介護保険事業計画(3～5年度)の第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料の基準額は、これまでの月額5,750円(年額69,000円)から月額5,900円(年額70,800円)に決定しました。各所得段階別の保険料は右表の通りです。

なお、3年度の年間保険料は、7月中旬に送付する介護保険料決定(納入)通知書でお知らせします。詳しくは通知書でご確認ください。

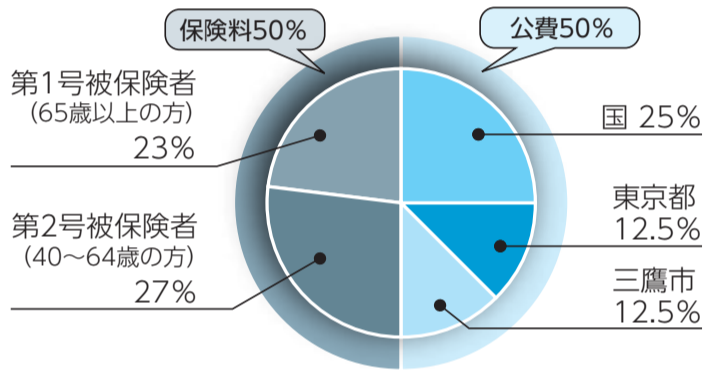
保険料基準額の算定方法

$$\frac{\text{三鷹市の介護サービスに必要な3年間の介護給付費見込額} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{三鷹市の65歳以上の方の人数}} \div \text{36カ月} = \text{三鷹市の保険料基準額} = 5,900\text{円(月額)}$$

※65歳以上の方の人数は、3年間(3～5年度)の延べ人数の推計値です。

介護保険の財源

介護保険給付にかかる費用のうち、半分は国・東京都・三鷹市の公費で、残りの半分を被保険者が納める保険料で賄っており、このうちの23%が第1号被保険者の負担となります。



第8期介護保険事業計画における保険料設定の背景

高齢化社会の進展に伴う介護を必要とする方の増加、介護報酬の改定などにより、第8期の総給付費は、第7期(平成30～令和2年度)に比べ、約45億円増の約420億円が見込まれます。

保険料の設定に当たっては、介護保険給付費準備基金の約5億2千万円を活用するなどして、保険料の上昇を抑制しました。所得の低い第1～3段階の方については、公費による保険料軽減を拡充するとともに、第4段階の方についても、第7期と同額に据え置きました。なお、市独自の介護保険料個別軽減制度についても継続して実施します。

65歳以上の方の所得段階別年額介護保険料(3～5年度)

所得段階	対象者	保険料(年額) (基準額に対する保険料率)	
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者または本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等(※)の合計が80万円以下の方	20,400円 (基準額×0.289)	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で	本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円超120万円以下の方	27,600円 (基準額×0.390)
第3段階		本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が120万円超の方	46,800円 (基準額×0.662)
第4段階	本人が住民税非課税で	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円以下の方	60,000円 (基準額×0.848)
第5段階(基準額)		世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円超の方	70,800円 (基準額)
第6段階		前年の合計所得金額等が120万円未満の方	79,800円 (基準額×1.128)
第7段階		前年の合計所得金額等が120万円以上210万円未満の方	89,400円 (基準額×1.263)
第8段階		前年の合計所得金額等が210万円以上320万円未満の方	100,800円 (基準額×1.424)
第9段階		前年の合計所得金額等が320万円以上400万円未満の方	111,600円 (基準額×1.577)
第10段階		前年の合計所得金額等が400万円以上600万円未満の方	127,200円 (基準額×1.797)
第11段階		前年の合計所得金額等が600万円以上800万円未満の方	140,400円 (基準額×1.984)
第12段階		前年の合計所得金額等が800万円以上1,000万円未満の方	154,800円 (基準額×2.187)
第13段階		前年の合計所得金額等が1,000万円以上1,500万円未満の方	170,400円 (基準額×2.407)
第14段階		前年の合計所得金額等が1,500万円以上2,000万円未満の方	186,000円 (基準額×2.628)
第15段階		前年の合計所得金額等が2,000万円以上3,000万円未満の方	196,800円 (基準額×2.780)
第16段階		前年の合計所得金額等が3,000万円以上5,000万円未満の方	207,600円 (基準額×2.933)
第17段階	前年の合計所得金額等が5,000万円以上の方	212,400円 (基準額×3.000)	

※合計所得金額等とは、年金・給与・不動産・配当などの各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額をいい、基礎控除、扶養控除などの所得控除をする前の金額です(第1～5段階の方は公的年金に係る雑所得を控除した金額)。なお、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、これらの合計額から10万円を差し引いて所得段階を算定します。

国の法令改正により、介護保険制度の一部が変わります

☎介護保険課☎内線2684

4月利用分から 介護報酬が変わります

感染症対策などのため、介護報酬が全体で0.67%(3年間の平均)引き上げられます。これにより、これまでと同じ介護サービスを受けた場合でも利用者負担額が変わります。総合事業についても同様です。変更後の負担額については、利用している介護サービス事業所などにご確認ください。

4月認定分から 要介護認定更新後の有効期間が最長4年に延長されます

現在の最長3年から4年に延長されます。なお、新規認定や要介護度の変更(区分変更)の場合の有効期間(最長1年)に変更はありません。

8月利用分から 現役世代並みの所得のある方の高額介護サービス費の負担上限額が変わります

負担上限額が世帯で44,400円の方のうち、特に収入の高い方の上限額が引き上げられます。変更後の上限額は、年収約1,160万円以上の方は140,100円、約770万円以上約1,160万円未満の方は93,000円で、これ以外の方の変更はありません。

8月利用分から 負担限度額認定の基準などが変わります

負担限度額の第3段階が細分化されるとともに、預貯金額などの認定基準が改正されます。また、介護施設を利用したときに支払う食費の基準費用額が変わります。詳しくは市ホームページなどでご確認ください。

介護・医療・地域資源情報検索サイト

「三鷹かよおっと」をご利用ください

☎介護事業所情報＝介護保険課☎内線2684
 医療機関情報＝高齢者支援課☎内線2625
 地域資源情報＝高齢者支援課☎内線2621

三鷹かよおっとは、介護保険事業所や医療機関、高齢者が利用・参加できる趣味のサークル活動などの情報を、インターネットで簡単に検索できるサービスです。「デイサービスを調べたい」「家に来てくれるお医者さんを知りたい」「健康づくりのサークルを探したい」など、あなたの身近な知りたいことを検索してみてください。

三鷹かよおっと

HP <https://chiiki-kaigo.casio.jp/mitaka>
 (右記二次元コードからアクセス可)
 ※地域で活躍中の団体の登録も募集しています(掲載には基準があります)。

